

学校法人彩煌学園 湘南医療福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び私立学校法に関する法律の規定に基づきあん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師（視覚障害者を含む）、介護福祉士及び救急救命士に関する専門知識及び技術を習得させ、職業若しくは实际生活に必要な能力と教養の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、湘南医療福祉専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置は、神奈川県横浜市戸塚区川上町84番地1に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一環の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、収容定員及び休業日等

(課程及び学科、修業年限、収容定員等)

第5条 本校の課程及び学科、修業年限、収容定員等は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜の別	就業年数	学級数	入学定員	収容定員
医療専門課程	東洋療法科	昼	3年	3	20名	60名
	救急救命科	昼	3年	3	30名	90名
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	昼	2年	2	40名	80名

2 始業及び終業時刻

東洋療法科、救急救命科、介護福祉科

午前9時20分から午後4時40まで

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の学期区分にかかわらず授業を行うことがある。

(休業日)

第7条 本校の休業日を次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 長期休業期間（夏季休業、冬季休業）

(4) 開校記念日 9月1日

(5) その他学校長が必要と認めた日

但し、学校長が必要と認めたときは、休業日を変更できる。前項の規定にかかわらず学校長が必要と認めたときは臨時に休業を行い、又は臨時に授業を行うことができる。

(健康診断)

第8条 健康診断は年1回実施する。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本校の学科ごとの教育課程は、学則（別表）のとおりとする。

2 学則（別表）に定める授業時数は、90分を2時間相当とする。

3 授業時数を単位数に換算する場合の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本校の定める授業時数をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本校の定める授業時数をもって1単位とする。

4 介護福祉科において、別表に定める科目・授業時間数はすべて必修とする。

(教職員組織)

第10条 本校に、次の教職員を置く。

課題名		医療専門課程		教育・社会福祉 専門課程	計	
学科名		東洋療法科	救急救命科	介護福祉科		
教 職 員 等 別	校長	1名			1名	
	教 員	常勤	5名以上	3名以上	3名以上	11名以上
		非常勤	26名以上	6名以上	20名以上	52名以上
	職員	10名			10名	
	学校医	1名			1名	

* 東洋療法科の常勤教員は、兼務可能のため実際の配置数と異なる。

第4章 入学、退学、休学、転学、卒業等

(入学時期)

第11条 入学時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第12条 本校に入学できるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校またはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (5) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学手続き・許可)

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、入学願書に検定料を添えて願出しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は許可のあった日から20日以内に入学の手続きをしなければならない。
- (4) 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(退学)

第14条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を記し、校長の許可を受

けなければならない。

(休学)

第15条 生徒が病気その他やむを得ない理由により7日間以上出席できないときは、所定の書類にその理由を明記し、その理由を証明するものがある場合は添え願い出て、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は1年以内とし、特別な理由がある場合は、東洋療法科並びに救急救命科においては通算3年、介護福祉科においては、通算2年を超えない範囲で休学の延長を認めることがある。
- 3 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第16条 前条の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、願い出て校長の許可を受けなければならない。

- 2 病気が治ったことを理由に復学する場合は、医師の証明書を必要とする。

(転入学・編入学)

第17条 転入学及び編入学は、これを認めない。

(出席停止)

第18条 生徒が感染症にかかりまたはおそれのあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(成績考査・進級・卒業)

第19条 各学年の教育課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、かつ学年末において行う定期試験や課題提出による成績考査に基づき認定を行う。ただし授業科目によってはその他の方法で査定することができる。

- 2 試験には定期試験、追試験及び再試験がある。追試験はやむを得ない事情により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。
- 3 成績評価については、100点満点で表示し、60点以上を合格とする。
- 4 各科目の出席時間数が学則の別表に定める授業時間数の8割に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。また、介護福祉科において介護実習の出席時間数については、学則の別表に定める授業時間数の10割の出席を必要とする。
- 5 忌引きによる欠席は、出席したものとして取り扱うが、各教科目の授業においては欠席したものとして取り扱うこととする。
- 6 進級及び卒業認定については、学業成績及び出席状況を評定の上、各学科の進

級・卒業委員会の議を得て学校長が行う。

- 7 前項において、医療専門課程東洋療法科、医療専門課程救急救命科を修了した者には専門士（医療専門課程）を、教育・社会福祉専門課程介護福祉科を修了した者には専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を授与する。

（除 籍）

第20条 校長は、次の各号に該当したものを除籍することができる。

- (1) 東洋療法科、救急救命科においては、第15条第2項に定める休学期間又は通算6年の在学期間を過ぎた者
- (2) 介護福祉科においては、第15条第2項に定める休学期間又は通算4年の在学期間を過ぎた者
- (3) 正当な理由なく授業料等を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (4) 死亡又は行方不明の者

第5章 賞罰

（ほう賞）

第21条 成績優秀にして他の模範となる者は、これをほう賞することがある。

（懲 戒）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを退学させることがある。

- (1) 素行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第6章 生徒納付金及び費用徴収

（生徒納付金）

第23条 本校の受験料・入学金及び授業料等の納付金は、次のとおりとする。なお、授業料、施設費、教育充実費は、単年度の全額である。

課程名	医療専門課程		教育・社会福祉 専門課程	
学科名	東洋療法科	救急救命科	介護福祉科	
昼夜別	昼	昼	昼	
納 付 区 分	受験料	20,000	20,000	20,000
	入学金	400,000	160,000	250,000
	授業料	1,200,000	780,000	590,000
	施設費	200,000	280,000	150,000
	教育 充実費	130,000	300,000	90,000

- 2 在籍中の生徒の納付金は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 入学金は、入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。
- 4 納入済の受験料及び入学金は、理由の如何にかかわらず返還しない。
- 5 納入済の授業料は、4月1日以降の入学辞退者については、理由の如何にかかわらず返還しない。なお、推薦入学試験による入学許可者に係る入学辞退者については、時期の如何にかかわらず授業料は返還しないものとする。
- 6 学則に定められた生徒納付金以外は徴収しない。

(費用徴収)

- 第24条 学生においては、再試験(学期末試験、進級試験及び卒業試験に係るもの)を受験する必要のある者は再試験料を、補習を受講する必要のある者は、補習料を支払わなくてはならない。
- 2 生徒納付金以外で本校より明細を示された実習費、教科書代など、当学年にかかる費用は別途徴収とする。

(休学期間の費用)

- 第25条 休学を許可された者は、その休学期間に応じた相当費用を指定期日までに納入しなければならない。

(学則改正)

- 第26条 本学則を改正するときは、理事会の承認を経なければならない。

(附帯事業)

- 第27条 本校の附帯事業は、次の通りとする。

- (1) 教育委託訓練事業

(2) 介護技術講習事業

附帯事業の種類		昼夜の別	収容定員	修業年限 [期間]	授業時間	費用
通学	介護	昼	30	4日間	32時間	75,000

(3) 通信教育事業

附帯事業の種類		昼夜の別	収容定員	修業年限 [期間]	費用			
					無資格者	訪問介護員 2級修了者	初任者研修 修了者	介護職員基礎 研修修了者
通信	介護	昼	80	6ヶ月	200,000	130,000	130,000	50,000

介護通信課程の細則については「湘南医療福祉専門学校実務者研修細則」に定めることとする。

附 則

- 1 本校学則の実施に関する細則は、校長がこれを別に定める。
- 2 本校学則の変更時期は、下記のとおりである。
 - (1) 本学則は昭和45年 4月 1日から実施する。
 - (2) 本学則は昭和49年10月 1日一部改正する。
 - (3) 本学則は昭和49年12月 2日一部改正する。
 - (4) 本学則は昭和50年10月23日一部改正する。
 - (5) 本学則は昭和51年 2月29日一部改正する。
 - (6) 本学則は昭和55年 9月18日一部改正する。
 - (7) 本学則は昭和59年 4月 1日一部改正する。
 - (8) 本学則は昭和61年 4月 1日一部改正する。
 - (9) 本学則は昭和62年 4月 1日一部改正する。
 - (10) 本学則は平成 元年 4月 1日一部改正する。
 - (11) 本学則は平成 2年 4月 1日一部改正する。
 - (12) 本学則は平成 3年 4月 1日一部改正する。
 - (13) 本学則は平成 6年 3月31日一部改正する。
 - (14) 本学則は平成 6年 9月 1日一部改正する。
 - (15) 本学則は平成 7年 4月 1日一部改正する。
 - (16) 本学則は平成 8年 4月 1日一部改正する。
 - (17) 本学則は平成 9年 3月 1日一部改正する。
 - (18) 本学則は平成 9年 4月 1日一部改正する。
 - (19) 本学則は平成10年 3月 1日一部改正する。
 - (20) 本学則は平成10年 4月 1日一部改正する。
 - (21) 本学則は平成11年 4月 1日一部改正する。

(22) 本学則は平成12年 4月 1日一部改正する。

ただし、専門士称号に伴う学則第18条は、平成12年3月1日一部改正する。

(23) 本学則は平成14年 4月 1日一部改正する。

(24) 本学則は平成15年 4月 1日一部改正する。

(25) 本学則は平成18年 4月 1日一部改正・施行する。

(26) 本学則は平成19年 4月 1日一部改正・施行する。

(27) 本学則は平成20年 4月 1日一部改正する。

(28) 本学則は平成21年 4月 1日一部改正する。

(29) 本学則は平成22年 4月 1日一部改正する。

(30) 本学則は平成23年 4月 1日一部改正する。

(31) 本学則は平成24年 4月 1日一部改正する。

ただし、専門士称号に伴う学則第21条第6項は、平成24年3月1日一部改正する。

(32) 本学則は平成26年 4月 1日一部改正する。

(33) 本学則は平成26年 4月 1日一部改正する。

ただし、改正後の第8条は、平成26年度入学者から適応し、平成25年度以前の入学については、尚従前の例による。

(34) 本学則は平成26年11月1日一部改正する。

ただし、付帯事業に伴う学則第29条第4項介護通信課程は、厚生労働省の指定をもって改正する。

(35) 本学則は平成28年 4月 1日一部改正する。

ただし、東洋療法科、東洋療法専科I部について改正後の第8条は、平成28年度入学者から適応し、平成27年度以前の入学については、尚従前の例による。

(36) 本学則は平成29年 4月 1日一部改正する。

ただし、東洋療法専科I部、介護福祉科I部の学科名称の変更は、平成29年度入学生から適応し、平成28年度以前の入学生については、尚従前の例による。

(37) 本学則は平成30年 4月 1日一部改正する。

ただし、東洋療法科および東洋療法専科について改正後の第8条は、平成30年度入学者から適応し、平成29年度以前の入学については、尚従前の例による。

(38) 本学則は、令和3年4月1日一部改正する。

ただし、介護福祉科について改正後の第8条は、令和3年度入学者から適応し、令和2年度以前の入学については、尚従前の例による。

(39) 本学則は、令和4年4月1日一部改正する。

ただし、東洋療法科についての改正後の第9条は、令和4年度入学者より適応し、令和3年度以前の入学については、尚従前の例による。

(40) 本学則は、令和5年4月1日一部改正する。

ただし、専門士称号に伴う学則第19条は、令和5年1月27日一部改正する。

また、改正後の第23条は、令和6年度入学者から適応し、令和5年度以前の入学については、尚従前の例による。